

澁川市人権教育・啓発の推進に 関する基本計画



平成25年3月

澁川市

はじめに

人権とは、人が人として尊重され、自由で幸福な生活をしていくために欠かせない大切な権利です。人類は、長い歴史の中で、人権の確立を目指すとともに、個人の尊厳が大切にされる社会の実現に努めてきました。しかし、我が国には、差別や偏見などの様々な人権問題が今なお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化などに伴い、インターネットによる人権侵害などの新たな課題も生じています。



昭和23年（1948年）、国連総会における「世界人権宣言」の採択以来、人権尊重を柱とした国際社会の実現が図られる中で、我が国でも人権問題の解決に向けた取り組みが行われてきました。平成12年（2000年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育と啓発に関する各種施策を策定、実施することが、国と地方公共団体の責務とされました。

このような情勢の中、本市では「渋川市総合計画」などに基づき、各種人権教育・啓発事業を推進してきましたが、この度、より一層の人権意識の向上と平和な社会の実現を目指して「渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画」を策定しました。本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただいた渋川市人権教育推進協議会の委員の皆様、並びに、ご意見を寄せられた市民の皆様に、厚く感謝申し上げます。

今後は、本計画を踏まえ、全市民の基本的な人権が尊重され、平和で明るく暮らせるまちづくりを市民の皆様とともに推進していくことで、本市の将来像である「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現を目指してまいります。

平成25年3月

渋川市長 阿久津 貞司

目 次

第1 基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 目標	1
3 計画の性格	1
4 推進期間	1
5 推進体制	2

第2 人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進	
（1）女性の人権	3
（2）子どもの人権	5
（3）高齢者の人権	7
（4）障害者の人権	9
（5）同和問題	12
（6）外国人の人権	14
（7）病気と人権	15
（8）犯罪被害者などの人権	17
（9）インターネットによる人権侵害	18
（10）その他の人権問題	19
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
（1）家庭	20
（2）地域社会	21
（3）学校など	22
（4）企業・団体など	24
3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発	
（1）教職員・社会教育関係者	25
（2）医療・保健福祉関係者	26
（3）市職員・消防職員	26
（4）マスメディア関係者	27
4 国、県、企業、関係団体、ボランティアなどとの連携	28

CONTENTS

関連資料

1	世界人権宣言	30
2	日本国憲法（抜粋）	36
3	人権教育及び人権啓発推進に関する法律	39



第1 基本的な考え方

1 策定の趣旨

我が国では、日本国憲法が保障する基本的人権の尊重を具体化するため、教育基本法や障害者基本法など各種法律の制定に取り組むとともに、「国際人権規約」をはじめとする多くの人権関係の条約を批准し、国際社会の一員としての取り組みを進めてきました。こうした中、人権教育・啓発に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

群馬県では、平成12年（2000年）に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。その後、この行動計画5か年の成果と課題を踏まえ、平成17年（2005年）以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、様々な人権問題に対する正しい理解の促進を図り、偏見や差別のない明るい地域社会を築くための取り組みを行っています。

本市では、平成14年（2002年）に旧渋川市において定めた「渋川市人権教育基本方針」および平成20年（2008年）に策定した「渋川市総合計画」に基づいて、人権教育・啓発事業を積極的に推進してきましたが、「渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画」は、これらの基本方針や市総合計画を踏まえ、より一層の人権意識の向上と平和な社会の実現を目指し、様々な人権問題に対する正しい理解、認識をさらに深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築いていくために策定したものです。

2 目標

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現を目指します。

3 計画の性格

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）第5条に基づいて、本市が実施する人権教育・啓発の推進及び市行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示すものです。

また、企業、関係機関・団体をはじめ広く市民に、人権教育・啓発の必要性を理解していただき、市民一人ひとりがあらゆる場を通して、自主的に人権教育・啓発に取り組むとともに、行動の実践を促すものです。

4 推進期間

推進期間は特に設けませんが、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第1 基本的な考え方

5 推進体制

- (1) 浜川市人権教育推進協議会をはじめ、国、県、関係団体、企業、マスメディア、ボランティア団体などと緊密な連携、相互協力を図りながら、総合的に本計画を推進します。
- (2) 家庭、地域、学校などにおいて人権教育・啓発を進めるとともに、ボランティア団体などの活動に対しては、積極的に協力、支援を行います。
- (3) 計画推進状況について、浜川市人権教育推進協議会などを通して、幅広く市民の意見などを取り入れ、効果的に本計画の推進が図られるよう努めます。
- (4) 本市における諸施策の推進にあたっては、本計画の策定の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。



第2 人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

本市では、様々な人権問題に対して、日頃から正しい知識と理解、そして深い配慮をもって取り組むとともに、特に、次に掲げる問題を重要課題と位置付け、継続的に人権教育・啓発の推進を図り、本計画の目標である「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現」を目指します。

（１）女性の人権

ア 現状と課題

我が国では、日本国憲法第14条で性差別を禁止、第24条で夫婦における男女平等などについて規定しています。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した課題となっており、国連において、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」として定めました。

20世紀後半、女性に関する施策は、国連の先駆的な取り組みによって世界各国に浸透し、大きく進展しました。我が国においても、昭和60年の女子差別撤廃条約の批准を契機に、同年、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」を一部改正、また、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取り組みが行われています。

本市では、平成12年度に旧渋谷市において策定した「しぶかわ男女共同参画プラン21」の実績を継承しつつ、「性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を将来像に掲げ、平成21年3月に新たな「渋谷市男女共同参画計画」を策定し、施策の推進を図っています。

このように、女性に関する施策は、国際社会と同様に我が国でも様々な取り組みが行われていますが、依然として、家庭生活、地域社会、就業の場などにおいて解決しなければならない多くの課題があり、近年では、配偶者などからの暴力（ドメスティックバイオレンス（DV））の問題も深刻化している状況です。

また、「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」といった性別によって役割を決めてしまう意識や、これに基づく社会慣行は依然として根強いものがあります。

今なお女性に対する差別がなくならないのは、男女共同参画の意識が人々に十分浸透していないこと、そして固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残

っていることが原因の一つであるといっても過言ではありません。

DV の犯罪性についての認識は、DV 防止法（※1）の制定や、国、地方公共団体などによる啓発活動により深まっていますが、依然として被害を受ける女性は後を絶ちません。引き続き被害者と接する関係者への啓発や研修、暴力に遭った市民が相談しやすい体制を整備することが求められています。

イ 今後の取り組み方針

男女共同参画社会の実現による人権意識の啓発にあたっては、男女共同参画社会基本法や群馬県男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、家庭、地域、職場、学校などをはじめとするあらゆる場において、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければなりません。そのためには、あらゆる場において、男女がお互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、社会慣行を見直し、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、可能性を伸ばせる社会としていくことが必要です。

本市では、「渋川市男女共同参画計画」の将来像「性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」のため、次の五つの「基本理念」の視点から各種施策に取り組み、女性の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女差別をなくし「男」、「女」である以前に一人の人間として能力を発揮できる社会づくりに取り組みます。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができる社会づくりに取り組みます。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる方針決定の場に共同して参画できる社会づくりに取り組みます。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事、学習、地域活動ができる社会づくりに取り組みます。

⑤ 国際的協調

国際社会における相互理解と協力のもとに、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

※1 DV防止法（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律）

配偶者からの暴力についての通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者（事実婚を含む）からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13年4月に成立した法律。

(2) 子どもの人権

ア 現状と課題

我が国では、依然として少子化が急速に進行しています。平成17年には、合計特殊出生率（※2）が過去最低の「1.26」まで落ち込みました。その後若干の回復が見られるものの、平成23年において「1.39」と人口規模の維持に必要とされる人口置換水準（※3）「2.08」を大きく下回る水準にあります。総人口も平成16年をピークに減少に転じ、今後もこうした傾向が続くと予想されています。

こうした中、子どもを取り巻く環境は、保護者による子どもへの虐待や体罰、犯罪による被害を受ける少年の増加、少年非行、校内暴力やいじめ、不登校の問題など、憂慮すべき状況にあります。

本市域においては、平成17年度に旧渋川市、旧伊香保町、旧小野上村、旧子持村、旧赤城村、旧北橘村の6市町村のそれぞれが、多様化する保育ニーズに対応した「次世代育成支援行動計画」を策定し、平成18年2月の6市町村合併を機に、地域特性を考慮した、新たな市全体としての取り組みの方向性を示す「渋川市次世代育成支援行動計画」として統合しました。現在は、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「渋川市次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、安心して子どもを産み育てることができる「子育てしやすいまち」を目標に、総合的かつ計画的に子育てを支援する施策を進めています。

子どもは、一人ひとりが個性をもったかけがえのない存在であり、安心して健やかに成長できるように、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが大切です。

子どもは、家庭や学校はもとより、地域住民や団体など、地域の様々な人々との関わり合いの中で育ちます。また、子どもや保護者を取り巻く環境は変化し続けていることから、変化に応じた子育てとともに、子どもへの虐待やいじめの未然防止、早期発見、早期対策を家庭、地域、学校が協力連携して取り組んでいます。

イ 今後の取り組み方針

子どもは無限の可能性をもち、未来を担う大切な存在です。子どもを単に保護、指導の対象としてのみ捉えるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限尊重されなければなりません。

大人は、子ども一人ひとりの考え方や生き方を尊重し、自ら考え行動する力を伸ばすことで、子どもが未来に向かって夢と希望を抱き、生き生きと笑顔で育っていく環境を整える必要があります。

また、子育てには、保護者がその責任を自覚して、自らも成長することを目指すとともに、ゆとりをもって安心して子育てができる環境づくりの推進と、子育ての喜びを実感できる地域づくりが必要です。

さらに、地域全体の取り組みとして、「地域の子どもは地域で育む」ことの共通認識をもち、地域と行政が連携して子育て家庭を支援していく仕組みづくりが必要です。

これらを踏まえながら、「渋川市次世代育成支援後期行動計画」の基本理念「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」の実現に向けて、次の七つの基本目標を柱に様々な子育て支援施策を講じ、子どもの人権が尊重される地域社会づくりに取り組みます。

① 地域における子育ての支援

地域は、子どもが成長する過程で、家庭と並ぶ重要な活動基盤です。地域における様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域全体での子育て支援を推進します。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもが健康に生まれ育つために、母子の健康確保に向けた乳幼児健康診査や、医療体制の充実を図ります。また、食育や心のケアなどに関わる取り組みを、保育所（園）、幼稚園、学校を中心に推進します。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭、地域、学校が連携を図り、子どもの生きる力、自ら考え行動する力や可能性を伸ばす教育を目指します。また、未来を担う子どもたちが将来に夢と希望をもって、健やかに育っていけるよう、教育環境の充実を図ります。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した、快適でゆとりのある生活、居住環境の整備を推進していくとともに、安全、安心に暮らせるまちづくりを推進します。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

職場と家庭との両立ができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。また、職場の子育てに対する配慮を啓発するとともに、男性の子育て参加を促し、夫婦が協力して家事、育児を行えるような環境づくりを図ります。

⑥ 子どもの安全の確保

子どもが安全に日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体などと連携を図り、交通安全の確保及び防犯体制の充実を図ります。

⑦ 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待やいじめ、不登校などの社会問題に対して、関係機関や団体との連携を強化し、支援体制の確立を図ります。また、ひとり親家庭に対する相談や経済的支援体制の充実を図ります。

※ 2 合計特殊出生率

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。

※ 3 人口置換水準

人口規模を維持するために必要な合計特殊出生率の水準です。

(3) 高齢者の人権

ア 現状と課題

我が国では、平成19年に高齢化率が初めて20%を超え、5人に一人が65歳以上の高齢者という、他のどの国も経験したことがない「超高齢社会」を迎えました。今後も一層の高齢化が進行し、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成25年には国民の4人に一人、平成47年には3人に一人、平成72年には2.5人に一人が高齢者という社会的状況が予測されます。

本市においては、平成21年の時点で25.5%、4人に一人強が高齢者という、全国よりも高い水準で高齢化が進行しています。高齢化の進行に伴い、今後、高齢者の生活様式、価値観は一層多様化すると考えられ、地域に暮らす高齢者からの多様な福祉ニーズへの対応が求められます。

こうした中、本市では、介護保険事業の運営と高齢者福祉の充実を図ってきました。平成21年の渋川市高齢者福祉計画の策定から3年が経過した中で、その実績を評価、分析し、いわゆる「団塊の世代」が全て65歳以上になる平成27年度の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置き、高齢者が健やかで、心豊かに暮らせる環境づくりを進めるため、平成24年度から26年度までの3か年を計画期間とした「渋川市高齢者福祉計画（老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画）」を平成24年3月に策定しました。

高齢化が急速に進んでいる中、社会の制度だけでなく人々の意識も時代の変化に追いつかず、高齢者に対する誤解や摩擦、障壁（妨げ）が生じやすくなっています。このことから、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、様々な課題を解決するための保健、医療、福祉の枠を超えた連携が求められています。また、認知症高齢者への介護負担増や、家族の無関心、希薄な親戚関係、本人や介護に携わる人の経済的問題などのほか、高齢者への虐待に関しても大きな社会問題となっています。

イ 今後の取り組み方針

前例のない超高齢社会が到来すると予測されている中、本市では、全ての高齢者が、健康で生きがいをもって心豊かに暮らし、支援や介護が必要になったときには、介護保険制度はもとより、地域が一体となって支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりを目指します。

そのために、「渋川市高齢者福祉計画」の基本理念「健やかに 心ゆたかに夢つなぐ 支えあうまち」を念頭に、次の三つの基本方針を踏まえ、各関係施策を推進し、高齢者の人権が尊重される地域社会づくりに取り組みます。

① 健やかに安心して生活できるまち

高齢者が家庭や地域で心身ともに健やかに過ごすためには、可能な限り健康な状態を維持していくとともに、安全で安心に暮らせる生活環境の整備が重要です。そのため、いつまでも健康でいられるよう、適切な保健・福祉サービスや健康づ

くりの機会及び環境の提供に取り組むほか、高齢者を含めた全ての市民が安心して暮らせるよう、快適な住環境の確保、防災・防犯体制の充実を図り、健やかに安心して生活できるまちづくりを推進します。

② 生きがいを持ち、心ゆたかに暮らせるまち

高齢者が何らかの生きがいや趣味をもち、心身ともに充実した生活を送ることは、自由に使える時間をもてる高齢期において、生活の質を確保・向上していく上で重要な視点となります。そのためには、生涯学習・スポーツの推進、老人クラブなどの自主的な地域活動への積極的な支援を行ってだけでなく、社会参加や就労による生きがいづくりの支援体制を充実させ、元気な高齢者が心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

③ 互いに支えあうまち

高齢者が介護を必要とする状態となっても、自らの選択に基づいてサービスを活用し、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、介護保険サービスや医療サービスの充実に努める必要があります。同時に、要介護状態が重度化することを未然に防止するため、介護予防に取り組んでいくことも重要となっています。また、認知症対策や高齢者の虐待防止などに対して、市民一人ひとりが互いに支え合える取り組みが必要です。

そのため、サービスを必要としている人へ適切にサービスを提供できるよう、必要なサービス量の確保に努め、円滑な介護保険事業の運営を図ります。また、家庭や地域、関係機関などを含めた住民主体のネットワークを構築し、互いに支え合うまちづくりを推進します。



（４）障害者の人権

ア 現状と課題

「障害者基本法」は、第３条で「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定しています。平成１６年に行われた「障害者基本法」の一部改正により、基本理念として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが加えられ、法律の上でも明確に障害者に対する差別が禁止されました。しかし、現実には、障害者は不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

同法では、障害者の人権擁護に関する国及び地方公共団体の責務として、障害者の権利擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ、障害者の自立及び社会参加を支援することなどにより障害者の福祉を増進する責務を有する旨が規定されています。また、国民の責務としても、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならないことが規定されました。

本市においては、平成１８年３月にノーマライゼーション（※４）を基本理念とした「渋川市障害者計画」（平成１９年度～平成２３年度）を策定し、現在、「第２期渋川市障害者計画」（平成２４年度～平成２６年度）に基づいて障害者福祉施策を推進しています。

しかし、障害者を取り巻く社会環境は、非常に厳しい状況にあります。「第２期渋川市障害者計画」の策定にあたって、障害者を対象に行ったアンケート調査では、差別や人権侵害に関して、「仕事や収入」、「隣近所のつきあい」、「街角での人の視線」の３項目が上位を占めました。こうしたことから、地域社会の中には、障害者をいまだに特別視する意識が一部に残されています。

このような状況において、障害のあるなしにかかわらず、市民一人ひとりが、「こころ」の中にある障壁（バリア）を取り払い、障害者が住み慣れた地域で生き生きと生活し続けることができ、積極的に社会参加できる地域社会の実現を目指すことが求められています。

イ 今後の取り組み方針

障害は、誰の人生においても、いつでも生じ得ることです。また、家族や友人など自分と関係のある人も含めて考えた場合には、より身近な問題であり、決して特別なことではありません。

障害を自分の問題として認識し、困っている人に声をかけるなど、身近なことから行動する勇気が求められます。その一方で、障害者を特別な存在として扱うのではなく、一人の人間として尊重し、住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らせる社会をつくっていく必要があります。

本市では、「渋川市障害者計画」において、「ノーマライゼーションの推進」を基本理念に掲げ、「地域での支え合いをもとに、障害のある人も、ない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち『渋川市』を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとして、次の六つの基本目標に基づいて、障害者福祉施策に取り組むことにより、障害者の人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

① 理解とふれあいを目指して

「こころのバリアフリー」の実現や福祉に対する関心を高め、さらにボランティア活動の効率的・効果的な推進を図ります。

② 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育を目指して

教職員の人材確保や障害のある幼児、児童、生徒の支援強化に努め、障害のある子どもに対する理解を深める学習を行います。また、保護者への支援方法に関する情報提供や一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な支援を行います。

③ 働く喜びに満ちた就労機会の拡大を目指して

障害者の就労を促進するとともに、就労後、定着するまでの相談支援を充実させます。また、関係機関と連携し、就労の環境整備を推進します。

④ 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスを目指して

障害福祉サービスや権利擁護を不安なく利用できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、障害者虐待防止センターを設置して、虐待を早期に発見する体制を整え、被害に遭った障害者を保護するとともに、養護者へのサポートを行います。

年金・各種手当制度、住まいなどの情報提供を行い、障害者が地域で安定した社会生活を送れるよう環境整備に努めます。また、施設から地域移行する障害者の支援を行います。

福祉サービスの担い手の養成や、スポーツレクリエーション・文化活動への参加支援などを推進します。

⑤ 健やかで安心して暮らせる保健・医療を目指して

障害の早期発見・早期療育を図り、一貫したサービスが受けられる体制を整備します。また、相談体制の充実を図るとともに、医療費助成を行い、障害者及び障害者世帯の負担軽減に努めます。

⑥ 人にやさしい快適なまちづくりを目指して

全ての人々が快適に生活できる環境を整えるため、ユニバーサルデザイン（※5）の普及と、これに基づくまちづくりを推進します。また、防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図ります。

※4 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害のある人もない人も共に社会の一員として、同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方。

※5 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や施設、環境などをデザインすること。



（５）同和問題

ア 現状と課題

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題とされ、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的な課題であります。

我が国では、これまで同和問題の解決に向けた各種施策に取り組んできました。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善をはじめとする基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は改善されてきています。また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきました。このような施策によって、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいます。しかし、地域によっては依然として根深く存在している状況にあります。

平成22年度に群馬県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」における同和問題に関する調査報告によれば、同和問題の認知度は、「知っている」が70.8%となっています。年齢別にみると、50歳以上では、男女とも7割を超える認知度がありますが、40歳代から20歳代へと年代が下がるにつれ、認知度は低くなる傾向にあります。20歳代では「知っている」と「知らない」がほぼ半々の回答となっています。

同和地区の人のことを意識する場面については、「結婚するとき」が74.0%、「特に意識はしていない」が17.6%となっています。

子どもの結婚相手が同和地区の出身であると分かったときの対応としては、「子どもの意思を尊重する」が67.7%、「親戚や世間へのたてまえがあるので、結婚させたくない」が16.5%となっています。

同和問題に対する考え方については、「人間の自由や平等などに関わる問題なので、国民全体で考えるべきだ」とする回答が39.1%、次いで「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」が29.0%となっています。

同和地区の人々への差別は、過去のものと考えてる人も多いようですが、この結果をみると決してそうではありません。現在でも、対象地域（同和地区）の人々を誹謗中傷するハガキや手紙の送りつけ、公園やトイレへの落書きなどや結婚問題を中心とする差別事案が見られるほか、教育、就職などの面でも人権侵害が指摘されています。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」（※6）も横行しており、深刻な状況にあります。

さらに、現代の情報化社会では、インターネット上での匿名による同和問題についての無責任な書き込みが、新たな問題になっており、こうした行為は悪質な人権侵害といえます。

その解消に向けた人権意識の高揚を図るとともに、人権問題についての正しい理解と認識を深めていくことが重要です。

イ 今後の取り組み方針

「同和問題は解決した、もう取り組む必要はない」、「そっとしておけば自然になくなる」、「寝た子を起こすな」的な考え方は、依然として根強く残っています。

同和問題は、人権問題であることを正しく認識し、市民一人ひとりによる差別解消のための取り組みが必要です。

同和問題の解決は、様々な人権問題の解決への第一歩であり、今後も引き続き人権教育、そして啓発活動を推進していきます。

※6 えせ（似非）同和行為

いかにも同和問題の解決に努力しているかのように装い、不当な寄附を募ったり、高額な図書を購入を迫ったり、企業や行政機関に不当な要求を行うことをいいます。えせ同和行为を放置することは、同和問題に対する誤った認識をもつことにつながります。



（６）外国人の人権

ア 現状と課題

近年の国際化時代を反映し、我が国に在留する外国人は、年々増加傾向にあります。

本市における外国人登録の状況は、総数627人（平成24年4月30日現在）で、主な内訳は、フィリピン人220人、中国人178人、タイ人59人、ブラジル人48人、韓国人36人、ベトナム人21人、米国人14人、その他の外国人51人となっています。

本市では、海外の都市と歴史、文化などの違いを越え、それぞれの特性を生かした、海外姉妹都市提携などをはじめとする様々な交流を進めてきました。また、市内に在住する外国人との共生社会の実現が求められていることから、市民レベルの国際交流活動の中心的役割を担う渋川市国際交流協会に対して積極的な支援を行っています。

さらに、外国人の相談に関しては、渋川市国際交流協会が相談支援事業として職員を配置し、相談を受け付けています。

外国人に関する問題は、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国人、在日朝鮮人などをめぐる問題のほか、外国人の不安定雇用問題、住宅問題、言葉や生活習慣の違いから生じる問題など、様々な分野において解決すべき課題があります。その背景には言語、宗教、習慣、文化などの違いと相まって、外国人に対する偏見や差別意識などが上げられます。

価値観の違いに対する理解不足によって、偏見や差別意識が生じることのないよう、すべての外国人と日本人が地域の中で共に暮らし、お互いが尊重される人間関係が構築されるような方策が求められています。

イ 今後の取り組み方針

日本人も外国人も、同じ地域社会に住む住民として幸せに生きるための権利を等しくもっています。言葉や文化が異なっても、偏見をもつことなく、お互いの言葉を学び、文化や生活などを理解し合うことによって、お互いに良い影響を与え合い、協力し、安心して暮らすことのできる多文化共生社会を築いていくため、渋川市国際交流協会と連携を図りながら、積極的な啓発活動に取り組みます。

(7) 病気と人権

ア 現状と課題

いかなる病気であっても、その病気を理由に人権が損なわれることがあってはいけません。しかし、病気に対する誤った知識や情報、過剰な恐怖心などから、患者や元患者などに対して差別をしたり、偏見をもつことが問題となっています。

我が国では、H I V感染者やハンセン病患者（元患者）、C型肝炎患者、水俣病患者、てんかん患者などが差別の対象になっており、特にH I V感染者、ハンセン病患者（元患者）は、職場での迫害、就職時の差別、保育所などの入園拒否、登校・入学拒否、医療現場における差別、マスメディア報道によるプライバシー侵害などの様々な人権侵害を受けており、社会問題となっています。

① H I V感染者

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）の感染によります。H I V感染により引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズといいます。

エイズは、昭和56年（1981年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、世界的に深刻な状況にあります。我が国においても、昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民に身近な問題として取り上げられました。

その後、我が国では、H I V感染者、あるいはエイズ患者として報告された人が、毎年、増えています。平成23年に報告された日本国籍者の新規H I V感染者は965人、新規エイズ患者は435人、累計では、平成23年3月27日現在で、H I V感染者10,378人、エイズ患者4,817人となっています。

日本で最初のエイズ患者が確認された当時は、同性愛者や薬物中毒者などの特別な人がかかる病気というイメージが強く、また、エイズに対する正しい知識が普及していなかったため、エイズの恐ろしさばかりを強調した報道が繰り返され、患者・感染者個人や家族に対する誤解や偏見が広まり、大きな社会問題となりました。医療現場における診療拒否、事業所での就職拒否・職場解雇、集合住宅などでの入居拒否や公衆浴場での入場拒否など、様々な場面で人権侵害が発生しています。

しかし、H I V感染は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識をもつことにより予防できる病気です。青少年をエイズから守るためにも性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

② ハンセン病患者（元患者）

ハンセン病については、現在全国に15箇所のハンセン病療養所があり、平成24年5月1日現在2,144人が入所し、生活しています。草津町にある国立療養所栗生楽泉園には、123人が入所しています。

療養所入所者は、ほとんどが治癒していますが、平均年齢が80歳以上と高齢

化しており、後遺症による身体障害も加わって、介護を必要とする人が多くなっていることから、社会復帰した人は少ない状況となっています。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。極めて感染力が弱く、仮に感染しても、発病する可能性は低い病気です。また、現在では治療方法が確立しています。

ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は廃止されましたが、いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げる要因となっていることは否定できません。これからもハンセン病に関する正しい知識を広く普及啓発することが必要です。

イ 今後の取り組み方針

病気は、障害と同様に誰でもなる可能性があるものです。私たちは、病気に悩む全ての人たちを支援し、その人権を守り、患者に対する誤解と偏見を解消し、患者が平等、対等に生きる社会を実現するために努力する必要があります。

特に、県内にハンセン病療養所を有する本県では、ハンセン病療養所入所者や退所者が、社会にあたたかく迎えられるように、正しい知識を身に付け、いわれない差別や偏見をなくし、支援していくことが大切です。

本市では、H I V感染防止やH I V感染者、エイズ患者に対する誤解や偏見をなくすため、市内各中学校において、「思春期の子どもをもつ親のための子育て講座」などを実施し、正しい知識の啓発を行っています。また、保健福祉事務所などで実施されているエイズ検査や相談なども、さらに周知していきます。

ハンセン病については、差別や偏見の解消を図るために「ハンセン病を正しく理解する週間」（※7）などを通して、正しい知識の普及啓発に努めます。

※7 「ハンセン病を正しく理解する週間」

ハンセン病の予防と患者の救済に特別のご関心を寄せられた貞明皇后の御誕生日である6月25日を含めた日曜日から土曜日までの一週間。

（８）犯罪被害者などの人権

ア 現状と課題

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が高まりをみせています。犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により、生命や身体、財産に対して直接被害を受けるだけでなく、精神的な面からも大きな負担を強いられます。

犯罪被害者に対する周囲の人々の無責任なうわさや中傷、マスメディアの行き過ぎた報道などによるプライバシー侵害により、平穏に日常生活を送ることができず、経済的にも大きな損失を被る場合があります。被害を受けた後にも様々な問題に苦しめられている現状があります。

こうしたことから、犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況などに対し、自立支援への体制整備が求められています。

犯罪は、社会の規範に反した加害者が被害者の基本的な権利を侵害するものであり、市民の誰もが被害者などになる可能性があります。

犯罪の加害者は、憲法をはじめとする法の規定により人権が保障されています。しかし、被害者については、生命や身体などに重大な侵害を受けたにもかかわらず、長い間、司法制度や社会から忘れられた存在となっていました。

近年、被害者自身の勇気ある発言と相まって、被害者などへの支援を求める世論も高まりをみせ、その人権を保障する制度の整備が進められています。

本市においても警察などの関係機関・団体が連携して被害者の支援を行っています。

市民一人ひとりが被害者などの置かれている状況を自分のこととして理解し、支援していくことが求められています。

イ 今後の取り組み方針

被害者などに対するきめ細かな支援活動を、さらに推進していくとともに、早期の段階で、行政、司法、民間、団体が被害者支援に取り組むことができるよう、関係機関・団体との連携を図りながら、一人でも多くの人が被害者支援の必要性を認識し、被害者などの人権を守ることができる環境づくりを推進します。

(9) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

インターネットの普及により、電子メールの利用や、ホームページなどから知りたい情報を簡単に手に入れることができるようになりました。また、同時に不特定多数の人への情報発信や情報交換が可能となり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

しかし、その反面、インターネットでは、匿名で特定の個人を誹謗中傷する表現や、個人情報勝手に流すことができることから、個人の名誉を傷つけたり、差別を助長する表現など、他人の人権を侵害する様々な事件が発生しています。電子掲示板などに匿名による書き込みが簡単にできてしまうこと、一度書き込みされた内容は、すぐに不特定多数に広まり、被害が急速に拡大することから、社会的にも大きな問題となっています。

また、「出会い系サイト」による児童買春や、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなどによる子どもたちへの人権侵害に対しても、更に理解を深めるための学習や啓発が必要です。

イ 今後の取り組み方針

現在、インターネットに限らず個人情報は社会のあらゆる分野で取り扱われています。個人情報の取り扱いについては、市民の正しい理解が必要となります。

インターネットを利用する場合において、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解のもとに、モラルをもって利用するよう啓発を行っていきます。

また、子どもたちにとっては、インターネットから受ける情報に影響力があり、その情報がすべて正しいものと判断しがちです。そのため、家庭や学校では、子どもたちに対する指導として、インターネット上の誤った情報をめぐる問題や、情報化の及ぼす影響について理解を深める学習を行います。さらに、各教科や総合的な学習の時間において、電子掲示板やメールなどについて具体的に考えさせる場面を通して、情報モラルや個人の責任について理解を深めるための教育を行います。

(10) その他の人権問題

人権問題には、そのほか、刑を終えて出所した人への偏見や差別、個人のプライバシー侵害に関する問題、アイヌの人々（※8）に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題、同性愛者（※9）や性同一性障害（※10）の人などへの偏見、ホームレスへの偏見など、多種多様な問題があります。

市では、これらの人権問題について、それぞれの問題解決に向けて、国や県、関係団体やマスコミなどと連携を図り、様々な機会を通して、人権教育・啓発活動の推進に努めます。

※8 アイヌの人々

平成5年の「国際先住民年」以来、国連において先住民をめぐる議論が活発化し、我が国でも平成9年7月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行された。

※9 同性愛者

恋愛や性的関心である「性指向」が同性に向かう状態にある人。

※10 性同一性障害

身体・生物学的な性である「生物学的性」と、心の性である「性自認」が異なる状態にあること。



2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

本市では、先に掲げた人権に関する重要課題に対し常に配慮するとともに、次に掲げる「あらゆる場」における人権教育・啓発の普及、高揚を図ります。

(1) 家庭

ア 現状と課題

家庭教育は、全ての教育の出発点です。思いやりや善悪の判断、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力が培われる場であるとともに、人間形成の基礎を育てる上で重要な役割を果たしています。このことから、人権教育の基礎を育てる場として、家庭教育を充実させるための支援が必要となります。

そのためには、家庭教育に関する親への各種講座の充実を図らなければなりません。親自身が偏見をもたず、差別しないことなどの人権感覚を身に付け、日常生活を通して自らの姿を子どもに示していくことが必要です。

イ 今後の取り組み方針

家庭教育は、各家庭の価値観によって行われるものですが、様々な人権問題について正しい理解と認識をもった子どもを育てるには、基本的な人格形成の役割を担う家庭教育を支援することが必要です。人権を尊重する気持ちが身に付くよう、家庭教育を支援する取り組みの充実を図ります。

① 全ての家庭への啓発

人権啓発カレンダーなどを作成、配布し、家庭内の人権教育の充実に努めます。

② 学習機会の提供

教育の出発点である家庭教育支援の一環として、人権に関する多様な学習機会の場を提供します。

③ 相談事業や情報提供の実施

子育てにかかる保護者の不安を解消できるよう、子育てのための相談や情報提供などを積極的に実施します。

④ 男女共同参画の推進

男女が協力して子育てを行うなど、お互いを尊重し合う男女共同参画の推進に努めます。

⑤ 児童虐待の防止

急増する児童虐待等の人権侵害に対応するため、ネットワークを活用した早期発見、早期対応はもとより、児童虐待を未然に防止し、子どもの人権が尊重されるように努めます。

(2) 地域社会

ア 現状と課題

私たちが生活していく上で、幼児から高齢者に至るまで、一人ひとりが人権の意義や重要性に関する正しい知識や豊かな人権感覚を身に付け、真に人々の人権が尊重される地域づくりを推進することが重要です。そのための方策として、人権に関する多様で充実した学習の機会を、生涯にわたって提供していくことが求められています。

同時に、各種の社会教育活動を通して身近な課題を取り上げ、解決策を見いだしていく必要があります。

イ 今後の取り組み方針

全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、諸施策を通して、人権に関する学習を一層充実していく必要があります。

また、人権を知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動に表れるような人権感覚を身に付ける必要があります。

そのために、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた様々な学習機会を通して、人権問題を直感的に捉える感性や豊かな人権感覚を育成することが大切です。

① 地域社会での人権教育の場の提供

生涯学習の視点に立って、地域社会と連携、協働し、「だれもが、いつでも、どこでも、自由になんでも」学べる環境づくりに積極的に取り組むことで、人権教育の場を提供していきます。

② 関係機関との連携による取り組み

人権尊重の精神の普及や人権問題の解決に向けて、人権擁護委員などの関係機関と連携し、相談事業や普及活動に取り組めます。

（３）学校など

ア 現状と課題

学校教育では、日本国憲法と教育基本法に基づき、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、基本的人権尊重の精神を高め、全ての人の人権を尊重する教育を進めています。

これまで本市では、国、県及び本市人権教育基本方針に基づき、人権教育の総合的、計画的な推進を図ってきました。

人権教育は、人権を相互に尊重し合うという人権の共存の考え方を理念とし、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動です。幼児、児童、生徒一人ひとりに、人権の意義、内容やその重要性を知識として確実に身に付けること、また、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活における人権への配慮が様々な場面で具体的な態度や行動に表れるような教育、指導が重要であり、各幼稚園、小学校及び中学校においては、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得し、実践できるように努めています。

幼稚園では、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、幼児の発達段階を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として身に付くよう努めています。また、幼児一人ひとりが調和のとれた人格形成の基礎を築き、人間を尊重する気持ちをもてるような人間関係づくりを進めること、幼児個々の生活環境を十分把握しつつ適切な指導を行うこと、幼児が日常生活の基礎的な事項を十分身に付けるとともに、将来にわたって人権感覚を身に付けた一人の人間として自立することができるよう配慮した教育を行っています。

小・中学校では、児童、生徒の各発達段階に応じて、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動、総合的な学習の時間など、それぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通して人権尊重の意識を高める教育が行われています。人権尊重の理念についての理解を促し、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を醸成することが重要であり、そのために必要な体験活動や交流活動などの機会の充実に努めています。

学校での人権教育の充実を図るためには、各学校の推進体制の整備や、教職員の資質向上を図ることが重要であることから、様々な研修や研究協議会などが開催されています。しかし、人権について知的理解にとどまり、児童、生徒に人権感覚が十分身に付いていない、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどが指摘されています。

また、児童、生徒が、様々な人権問題の解決を自分自身の課題として捉えるためには、保護者や地域の大人の人権意識を高めることが重要であり、家庭や地域

社会との連携を更に深める必要があります。

イ 今後の取り組み方針

学校教育では、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、基本的人権尊重の精神を高め、全ての人に対して人権を尊重する教育を進めていきます。

また、学校に限らず、保護者をはじめ、全ての市民が、人権や人権問題について正しい理解を深め、将来を担う子どもたちのために、学校と共に、それぞれの立場で人権を尊重し合う社会の実現に向けて取り組むことが大切です。

そのため、学校教育においては、生命を大切にし、お互いの人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の気持ちを理解し、行動するなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などを育成し、豊かな人間性を育むことを目指して、次の取り組みを行います。

① 指導資料、学習教材などの有効活用

児童、生徒の興味、関心を引き出し、主体的、自主的な学習ができるよう、発達の段階に応じた指導資料や、地域に根ざした教材を有効活用できるよう支援します。

② 効果的な推進のための指導方法の確立

ボランティア活動などの社会奉仕体験や自然体験、高齢者や障害者などとの交流など、体験を重視した体系的な学習活動を各学校が展開できるよう支援します。

③ 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

人権や人権問題について認識を深め、人権問題を解決しようとする熱意や使命感、教科などの実践的指導力を培うための研修などの機会を提供します。

④ 家庭、地域社会、異校種間などとの連携

家庭、地域社会、異校種間（※ 1 1）、関係団体との連携を深め、人権教育を推進する環境を整備します。

※ 1 1 異校種

幼稚園と学校、小学校と中学校など、種類の異なる学校のこと。

（４）企業・団体など

ア 現状と課題

企業は、本来、営利を目的として活動していますが、近年、企業活動について社会的責任や社会貢献が問われるようになっていきます。団体についても同様です。

人権問題で重要な課題となっている、女性、障害者、高齢者、外国人などの働く場の環境が変化している中で、企業なども社会を構成する一員として、職場内でのパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなども含めた人権問題について無関心ではいられない時代であり、人権に関する正しい知識と行動が求められています。

イ 今後の取り組み方針

女性、障害者、高齢者、外国人の働く場の環境を整備するため、ハローワークをはじめとする関係機関との連携を図ります。さらに、企業などにおける人権教育や啓発に関する自主的な取り組みが行われるよう働きかけていきます。



3 人権に関係の深い職業に従事する人々に対する人権教育・啓発

差別のない社会、人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権に関心をもち、正しい知識と理解を深める必要があります。そのため、本計画による人権教育・啓発は、全ての人を対象に推進することが必要です。

しかし、特に、人権に関わりの深い職業に従事する人々については、厳に人権の擁護に努めなければならないことから、積極的に人権教育・啓発を推進していきます。

(1) 教職員・社会教育関係者

ア 教職員

教職員は、幼児、児童、生徒の人権意識を高める上で重要な役割を担っています。幼児、児童、生徒一人ひとりの人権の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分であるといえます。そのため、すべての教職員の人権意識の高揚と幼児、児童、生徒に対する指導力の向上が必要です。

教職員が、人権尊重の理念を十分に認識し、実践することができるよう研修などの充実を図り、人権問題の解決を自らの課題として取り組む資質と指導力の向上に努めます。

イ 社会教育関係者

社会教育関係者や公民館職員は、地域における社会教育の場において、人権教育を指導、助言する立場にあります。

これらの関係職員は、人権教育に関する理解、認識を一層深めるとともに、指導力の向上を図る必要があることから、国や県が主催する人権に関する各種研修に積極的に参加し、人権意識の高揚や自己啓発を行い、研修の成果を社会教育の現場で実践していきます。

（２）医療・保健福祉関係者

ア 医療・保健福祉関係者

医療関係者（医師、看護師など）は、人の生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。そのため、患者などの相手の立場に立った倫理観や道徳観、高い人権意識が求められます。

また、保健福祉関係者（保健師、民生委員児童委員など）は、地域において日常的に市民と直接関わることが多いことから、個人の尊厳とプライバシーの重要性を十分認識し、人権意識に根ざした行動をすることが求められます。

こうしたことから、医療、保健福祉関係者が、人権問題を正しく理解、認識し、患者や子ども、高齢者、障害者などを個人として尊重するとともに、人権に関してきめ細かな配慮が行えるよう、人権意識の高揚を図る取り組みを支援していきます。

（３）市職員・消防職員

ア 市職員

市職員は、その業務を通して直接的に市民と深い関わりをもつことから、常に細心の配慮を心がけ、人権意識の高揚に努め、職務に取り組む必要があります。

市職員には、人権や男女共同参画などに関する研修を実施するとともに、人権教育・啓発講演会などへの積極的な参加により、人権問題全般に対する正しい知識の習得を図っています。

今後も引き続き、職員一人ひとりが人権感覚を身に付け、市民の立場に立って職務が行えるよう、人権研修の充実を図るとともに、様々な機会を通して人権意識の醸成に努めます。さらに、職員が地域社会の一員として地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう働きかけを行います。

イ 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守ること、被害を軽減することを職務としており、市民の日常生活に密接に関わっていることから、その活動を通して、高い人権意識をもって職務を遂行することが求められます。

消防職員への人権教育・啓発の取り組みに対して、積極的に支援していきます。

（４）マスメディア関係者

情報化社会の現代において、マスメディアが社会に及ぼす影響は、あらゆる面において非常に大きくなっています。人権教育・啓発の意識の高揚においても、マスメディアは大きな役割を果たしています。

その反面、不適切な報道がされた場合の影響は甚大なものがあります。マスメディア関係者には、特に高い人権意識が求められることから、常に人権に配慮した活動と、自主的な人権教育・啓発への取り組みを促します。



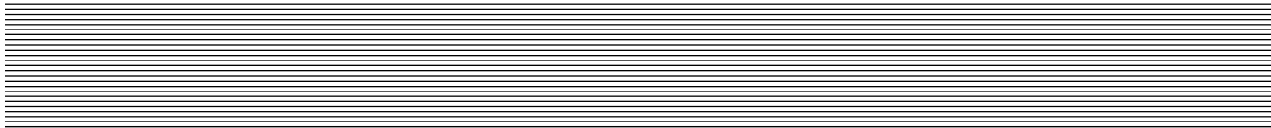
4 国、県、企業、関係団体、ボランティアなどとの連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の皆さんの理解、協力とともに、国、県、企業、関係団体、ボランティアなどの関係機関が一丸となった取り組みが必要です。

現在、本市は、法務局が組織している群馬県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参加し、市町村の境を越えた人権啓発活動の取り組みに参加、協力しています。

今後も、関係機関との連携を図り、人権教育・啓発に向けた活動に、市民の皆さんが参画しやすい環境づくりに努めます。





関 連 資 料

1	世界人権宣言	30
2	日本国憲法（抜粋）	36
3	人権教育及び人権啓発推進に関する法律	39

世界人権宣言

1948年12月10日第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを

享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 1 1 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 1 2 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 1 3 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 1 4 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 1 5 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 1 6 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 1 7 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保

護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

第 3 章 国民の権利及び義務

【基本的人権】

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【自由及び権利の保持義務と公共福祉性】

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重と公共の福祉】

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界】

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

【思想及び良心の自由】

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会、結社及び表現の自由と通信の秘密の保護】

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由】

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第23条 学問の自由は、これを保障する。

【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利と受けさせる義務】

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止】

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

【基本的人権の由来特質】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

平成12年12月6日施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

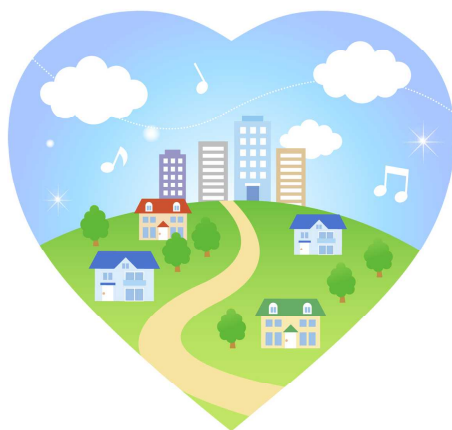
附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画

平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 3 月発行

渋川市保健福祉部社会福祉課

〒377-8501

群馬県渋川市石原 8 0 番地

T E L 0279-22-2111

F A X 0279-24-6541